

ページ	段	行	誤	正
"	令和七年一月十四日	(号外第六号)	公布内閣府	令和七年一月十四日 (号外第六号) 公布内閣府
"	令第一号	(乳児等通園支援事業の設備及び運営に	関する基準	令第一号 (乳児等通園支援事業の設備及び運営に
"	(原稿誤り)			関する基準
一七	四	下	終りから	
"		一六	施行する。	
"	正する告示			
"	(印刷誤り)			
終りから				
正第一前欄改	安庁告示第七号	令和七年三月十八日 (号外第五十四号) 海上保	施行する。ただし次条の規定	施行する。ただし次条の規定
正第一後欄改		(船舶気象通報規程等の一部を改	は、公布の日から施行する。	は、公布の日から施行する。
正第一前欄改				
www6.				
www6.				